

決定いたしましたらメールマガジン・ホームページ上でお知らせいたします。

近県の産業保健総合支援センターでも参加可能ですのでご利用ください。

- ・福岡産業保健総合支援センター
<http://www.fukuokas.johas.go.jp/seminar.html>
- ・佐賀産業保健総合支援センター
<https://www.sagas.johas.go.jp/publics/index/21/>
- ・大分産業保健総合支援センター
<http://www.oitas.johas.go.jp/>
- ・長崎産業保健総合支援センター
<https://www.nagasaki.johas.go.jp/seminar/>
- ・宮崎産業保健総合支援センター
<https://www.miyazakis.johas.go.jp/infotrain/>
- ・鹿児島産業保健総合支援センター
https://kagoshimas.johas.go.jp/information/information_category/seminor

熊本産業保健総合支援センターから『産業保健に関する質問募集』のお知らせ！

会社の衛生管理の担当者に選任されたが、衛生管理活動をどう進めたらいいか、社内でメンタルヘルス対策を進めたいがどう対応したらいいのかわからない等といったことでお悩みではありませんか。

当センターでは、メンタルヘルスや健康管理など産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがご相談に応じ、解決方法を助言します。今お悩みのこと、疑問に思っていることがありましたら以下のいずれかの方法でご相談下さい。相談はすべて無料です。相談により知り得た情報等は厳守します。

- ・ホームページ:<https://www.kumamotos.johas.go.jp/FormMail/soudan/index.php>
- ・メール:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp
- ・FAX:096-359-6506/TEL:096-353-5480

尚、電話、FAX、メール等ご希望の方法で、必ず回答いたします。
回答先及び回答方法は以下の通りです。

- ・ご希望回答方法(電話・FAX・メール・郵便)
- ・住所等
- ・会社名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス
- ・メルマガ配信希望(メールアドレス)

◇

 いろいろなお知らせ

◆研修会・セミナー・説明会

(1) 2月29日(土) 両立支援コーディネーター基礎研修(東京・大阪会場)開催中止について

新型コロナウイルスの感染が各地域に拡大している状況に鑑み、2月29日(土)の両立支援

コーディネーター基礎研修(東京・大阪会場)は開催中止となります。

なお、受講者には個別にメールを送信されます。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200225092659.html>

◆ 当センター及び機構本部からのお知らせ

(1) 「新国立競技場の建設工事現場で働く労働者の健康管理に関する相談ダイヤル」の終了について
独立行政法人労働者健康安全機構では、新国立競技場の建設工事において発生した一次下請の労働者の過労死事案を受け、建設工事現場の関係請負事業者を対象として、労働者の健康管理のアドバイスを行う電話相談窓口を設置しておりましたが、工事の終了に伴い、令和2年2月28日（金）をもちまして、終了いたします。

(2) 産業保健総合支援センターの取り組みについてご紹介します。
産業保健総合支援センターの取り組みについて紹介動画を作成いたしました。
産業保健総合支援センターを「のんさん」が紹介します！
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190409163000.html>

(3) サラリーマン金太郎が「治療と仕事の両立支援」に取り組みます！
もしも「サラリーマン金太郎」が中小企業の社長だったら…
当機構と「サラリーマン金太郎」特別コラボマンガ掲載中
治療と仕事の両立支援について、サラリーマン金太郎が取り組みます！
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190507151835.html>

(4) 研修教材「これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引～」
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20181206153805.html>

(5) 【ストレスチェック制度】高ストレス者に対する面接指導視聴覚教材掲載
<https://www.kumamotos.johas.go.jp/documents/H30/johas20180514.html>

(6) 治療と仕事の両立支援ポータルサイト公開
独立行政法人 労働者健康安全機構では、「治療と仕事の両立支援ポータルサイト」をこのたび開設しました。支援制度や事例、様式集、法令制度や全国の研修情報など多種にわたる情報を提供しております。
https://www.kumamotos.johas.go.jp/ryouritsu/ryouritsu_topix.htm

(7) 地域産業保健センターのご案内（全て無料です）
<https://kumamotos.johas.go.jp/chiiiki.htm>

- ・阿蘇地域産業保健センター
Tel 0967-34-1177 Fax 0967-34-1619
- ・有明地域産業保健センター
Tel 0968-72-3050 Fax 0968-72-3930
- ・天草地域産業保健センター
Tel 0969-25-1236 Fax 0969-24-4126
- ・菊池鹿本地域産業保健センター
Tel 0968-23-1210 Fax 0968-23-1211
- ・熊本地域産業保健センター
Tel 096-366-2711 Fax 096-366-2750
- ・人吉球磨地域産業保健センター
Tel 0966-22-3059 Fax 0966-22-3059
- ・八代水俣地域産業保健センター
Tel 0965-39-9531 Fax 0965-39-9532

(8) 新入社員や20代の若手職員を対象とした「メンタルヘルス対策教育研修」
新入社員や若手職員など、仕事をしていく上で大きな負荷を抱えやすい若年労働者・新入社員に対してセルフケアを促進するための教育を無料で支援を実施しております。
<https://kumamotos.johas.go.jp/shien/index.html>

(9) 医療情報サイト「メディカルノート」における両立支援特集ページ掲載
病気と向き合いながら仕事を続けたい方をサポートする

当機構における両立支援の取組について、医療情報サイト「医師・病院と患者をつなぐ医療検索サイト メディカルノート」に特集記事が掲載されました。
各産業保健総合支援センター・労災病院においての両立支援の活動・取組、両立支援コーディネーターについてインタビュー形式で読みやすいので、ぜひご一読ください。

熊本では、熊本労災病院で実際に心不全の治療を受けながら、仕事に取り組む職員の実例をもとに両立支援のポイントを解説しております。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190717130942.html>

◆労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

『メンタルヘルス（平成30年度開始研究）』

うつ病等の精神疾患は、抑うつ気分が改善した後も、認知機能（記憶、作業記憶、注意、処理速度、遂行機能等）が十分に回復するまでに時間を要することがあります。そのことが職場復帰した精神疾患の罹患者が、職場で十分なパフォーマンスを発揮できない要因になっているのではないかとされています。

また、精神疾患の診断をなされていない労働者の中にも、ストレスや加齢による認知機能障害を抱えている方がいます。

平成30年7月から開始した本研究は、精神疾患の有無に関わらず、労働者の認知機能を検査し、認知機能が労働生産性に影響を与えているのか検討を行います。そして双方に関連があると分かった場合は、希望者に認知機能回復のためのトレーニングを行い、認知機能の改善及び労働生産性の向上に繋がるのかを検証します。

さらに、労働者一人ひとりの特性に合わせたサポートを行うことで、職場のメンタルヘルス対策はもとより、よりよい社会生活への適応やQOL（生活の質）に繋がっていくことを目的としています。

精神科医が臨床で得た知見について、産業医と共同することにより、産業保健の予防領域へ応用の可能性を検討していくという点は、本研究の特色とも言えます。

本研究の詳細については、「労災疾病等医学研究普及サイト」をご覧ください。

→<https://www.research.johas.go.jp/mental2018/index.html>

『予防医療に係る予防法・指導法』

労働人口の高齢化等、労働力需要の変化が中長期的に見込まれる中、生活習慣病等の病気の有病率は年齢が上がるほど高くなる状況にあり、企業では病気を抱える者への対応がますます必要となってきます。

このような状況下、当機構では、次の5つのテーマに係る疾病の発症予防及び増悪の防止に関する予防法・指導法を研究開発し、全国の事業場へ普及しています。

テーマ1

生活習慣に伴う疾病（メタボリックシンドローム、高血圧、喫煙、飲酒など）

テーマ2

作業動作に伴う運動機能障害（関節痛、腰痛、頸肩腕症候群など）

テーマ3

高齢勤労者特有の健康障害（ロコモティブ症候群、サルコペニアなど）
テーマ4
勤労女性特有の健康障害（更年期、ライフステージ、勤務形態など）
テーマ5
ストレス又は不眠（睡眠障害など）

★予防法・指導法の一覧はこちら
<https://www.research.johas.go.jp/yobou/>

◇----- 主な行政の動き

【厚生労働省】

（1）職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて

厚生労働省では、このたび別添の通り、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会といった経済団体へ、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて要請を行いました。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、心掛けていただきたいことは、労働者の皆さまが発熱などの風邪の症状が見られるときは、会社を休み、外出を控えることです。この要請は、労働者の方々が休みやすい環境の整備について、これらの経済団体に協力を求めることを目的としたものです。

【要請内容のポイント】

- 労働者が発熱などの風邪の症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- 労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
- 感染リスクを減らす観点からテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進
などの取り組みへの協力を経済団体に要請します

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200225102219.html>

（2）「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定しました

～個人サンプリング法を適切に実施するための関係事項を一体的に示す～

厚生労働省では、このたび、個人サンプリング法による作業環境測定の適切な実施を図るため、法令で定める事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に示すものとして、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定されました。

労働安全衛生法では、事業者に対し、有害な業務を行う作業場で作業環境測定の実施を義務付けています。作業環境測定を行う際のデザインとサンプリングとして、個人サンプリング法を選択的に導入することを可能とするため、関係省令等が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200219143819.html>

（3）化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）について

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による

健康障害を防止するための指針が令和2年2月7日に改正されました。

この指針は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（以下「対象物質」という。）又は対象物質を含有する物（対象物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「対象物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、対象物質による労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等の際し、事業者が講ずべき措置について定めたものです。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200207125203.html>

【熊本労働局】

(1) パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります

2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります。

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます。（それまでは努力義務）

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化されます。

【事業主の責務】

- ・ 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- ・ その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- ・ 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

※取引先等のほかの事業主が雇用する労働者や、退職者も含まれます。

【労働者の責務】

- ・ ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- ・ 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

◇事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- 1 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- 2 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◇相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- 3 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- 4 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。

◇職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- 5 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- 6 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- 7 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- 8 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

注1 事実確認ができた場合

注2 事実確認ができなかった場合も同様

◇そのほか併せて講ずべき措置

9 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること

注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報を含む。

10 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200225105522.html>

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口を開設

熊本労働局では、2月14日（金）から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設されています。

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関するご相談がありましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

○開設場所：総合労働相談コーナー（熊本労働局雇用環境・均等室内）

住所：熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎9階

電話番号：096-352-3865（直通）

開設期間：午前8時30分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

* ただし、雇用調整助成金に関する相談窓口は以下のとおりです。（開設時間は同じ）

開設場所：熊本労働局職業対策課分室

電話番号：096-312-0086

労働相談以外のご相談については、以下の窓口をご利用ください。

○ 厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しています。

・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 帰国者・接触者相談センター

中国への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症について（県民のみなさま、医療機関・事業者の方への注意喚起）（熊本県HP）

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_30386.html

新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kiko

kusyasessyokusya.html

【**新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口を開設しました【熊本労働局ホームページ】**】

https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00032.html

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200225104422.html>

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の実施について

熊本労働局管内における令和元年の休業4日以上労働災害は、12月末時点の速報値において、前年同期比で+23件(+1.3%)の1,799件となり、11年ぶりに年間の死傷災害が2,000件を超えた前年を上回る可能性があり、誠に憂慮すべき状況となっており、その内容について被災労働者の年齢別で見ますと、50歳以上が約55%を占め、特に、60歳以上が被災する割合は年々増加しております。

また、高齢者の災害の34%は転倒によるものですが、その被災程度を見ますと、半数以上が休業見込1~3か月となっており、休業見込が3か月以上となるものも10%を超えており、高齢者の労働災害は重篤化が顕著となっております。

以上から、高齢者の身体的特性(筋力、バランス能力、視力、聴力、ストレス耐性の低下等)に着目した高齢者に対する安全衛生教育の実施や、高齢者の作業を指揮命令する管理者に対する高齢者の身体的特性の理解度を高める教育の実施等によって労働災害防止対策を講じる必要があります。

今後、人手不足の状態が続く熊本県においては、高齢労働者の活用が不可欠であり、高齢者が安心して働き続けることができる安全な職場環境の形成や、適切な運動による高齢者の健康の確保が必要です。

事業場においても高齢労働者の労働災害を防止するための安全衛生教育の実施や、周知・啓発をお願いいたします。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200203100019.html>

◇新型コロナウイルス感染症に関する情報

※情報は随時更新されております。最新の情報をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

・一般的な感染症対策について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

・手洗いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

- ・咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

- ・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する経済団体への要請

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00003.html

- ・新型コロナウイルス感染症 対策の基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症に関する企業（労務）の方向けQ&A（令和2年3月1日版）
（企業労務の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- ・新型コロナウイルス感染症に関する労働者の方向けQ&A（令和2年2月28日版）（労働者の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

- ・新型コロナウイルス感染症に関する関連業種の方向けQ&A（令和2年2月25日版）（関連業種の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou.html

- ・医療機関・検査機関向けQ&A（令和2年2月27日版）（医療機関・検査機関の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

- ・自治体・医療機関向けの情報（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

- ・介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる方へ

各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センター（令和2年2月13日時点）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

- ・厚生労働省の電話相談窓口について

厚生労働省の電話相談窓口 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方は、

FAX（03-3595-2756）をご利用いただくか、一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。

- ・都道府県・保健所等による電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html（首相官邸HP）

- ・都道府県労働局の相談窓口について

○ 開設場所：総合労働相談コーナー（熊本労働局雇用環境・均等室内）

住 所：熊本市西区春日2丁目10-1熊本地方合同庁舎9階

電話番号：096-352-3865（直通）

開設時間：午前8時30分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

* ただし、雇用調整助成金に関する相談窓口は以下のとおりです。（開設時間は同じ）

開設場所：熊本労働局職業対策課分室
電話番号：096-312-0086

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置についてはこちらをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【熊本県ホームページ】
・新型コロナウイルス感染症
https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_30386.html

【熊本市ホームページ】
・新型コロナウイルス感染症について
http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=26562

=====
●次回の第151号は令和2年4月1日に配信予定です。

編集内容等に関するご意見・お問合せなどをお寄せください。
またメールアドレスの変更の場合は件名に[メルマガアドレス変更希望]、
配信停止希望の場合は、[メルマガ配信停止希望]等ご記入の上
ksanpo43@kumamotos.johas.go.jpへお願いします。

独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター
〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階
TEL:096-353-5480 FAX:096-359-6506
<https://www.kumamotos.johas.go.jp/>
E-Mail:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp
